

第116回理事会

12月に開催予定していた第116回理事会については、書面により開催いたしました。

審議事項

- ① 令和2年度上半期事業実施状況について
- ② 組合諸規程の一部改訂について
 - 健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトオンライン請求システムに係る安全対策の規程
 - システム等運用管理規程 ● 個人情報保護管理規程
- ③ 第12期組合会議員の選挙日程について

本年度の上半期事業状況は、事業所編入等により被保険者が増加し、予算どおりほぼ順調に推移しています。

任意継続被保険者の 令和3年度最高標準報酬月額が きまりました。

任意継続被保険者の、最高標準報酬月額は健康保険法第47条第2項の規定により
令和2年9月30日における当健康保険組合の全被保険者の平均標準報酬月額とし、
令和3年4月1日からの最高標準報酬月額は30万円と決定されました。